

平成20年第9回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成20年8月26日(火)

午後1時30分開会

開催日時	平成20年8月26日	開会 1時30分 閉会 2時18分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	委員長職務 代理者 委員 亘理千鶴子 委員 菊地 邦夫 委員 伊藤 恒子	教 育 長	向井 一身
欠席委員	委 員 長 伊東 浄堯		
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 小林 美都江 生涯学習部長 渡辺 博 学務課長 前島 賢 庶務課長 淀川 章 指導室長 富士道正尋 統括指導主事 加納 一好 指導主事 浜田 真二 指導主事 濱辺 理佐子	生涯学習課長 尾崎 充男 兼生涯学習係長事務取扱 スポーツ振興課長 林 文男 図書館長 田中 肇 公民館長 中嶋 登 庶務課長補佐 内田 泰彦 兼庶務係長	
調 製	主 任 山内 和子		
傍聴者 人 数	1名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	代 処 第 5 号	人事異動について
第 3	議 案 第 2 0 号	小金井市体育館条例の一部を改正する条例
第 4	議 案 第 2 1 号	小金井市栗山公園健康運動センター条例の一部を改正する条例
第 5	報 告 事 項	1 平成20年第3回小金井市議会定例会について 2 教育委員会の点検及び評価について 3 小学校第6学年の林間学校について 4 その他 5 今後の日程

亙理委員長
職務代理者 ただいまから、平成20年第9回小金井市教育委員会定例会を開会する。

日程第1、会議録署名委員は、私、亙理と菊地委員にお願いする。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

亙理委員長
職務代理者 日程第2、代処第5号、人事異動についてを議題とする。
提案理由につき、ご説明願う。

向井教育長 提案理由についてご説明する。

本件については、小金井市教育委員会を開催するいとまがなかったため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり代理処理したことについて、同条第2項の規定に基づきご承認を求めるものである。

細部については庶務課長から説明する。よろしくご審議の上、ご承認賜るようお願いを申し上げます。

淀川庶務課長 それでは、職員の人事異動について説明させていただく。

初めに、学校教育部学務課保健給食係長の犬野耕司を平成20年7月31日付けで解任し、市長部局へ出向させることとした。後任として、選挙管理委員会事務局選挙係長、加藤勇一を平成20年8月1日付けで学校教育部学務課保健給食係長に任命した。

次に、学校教育部学務課副主査、河田京子を平成20年8月1日付けで学校教育部学務課主任に配置替えをした。

説明については以上である。

亙理委員長
職務代理者 事務局の説明が終わったが、何か質問、ご意見はあるか。

それでは、お諮りする。

人事異動については、原案どおり承認することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

亙理委員長 異議なしと認める。本案は原案どおり承認することと決定した。

職務代理者 日程第3、議案第20号、小金井市体育館条例の一部を改正する
条例を議題とする。

提案理由につき、ご説明、願います。

向井教育長 提案理由についてご説明する。

小金井市総合体育館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、
規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。

細部についてはスポーツ振興課長から説明する。よろしくご審議
の上、ご議決賜るようお願いを申し上げます。

渡辺 すまない。私から説明する。

生涯学習部長

亘理委員長 よろしく願います。

職務代理者

渡辺 小金井市体育館条例の一部を改正する条例についてご説明をさせ
生涯学習部長 ていただく。

改正の概要は、小金井市総合体育館の利用者サービスの向上及び
効率化を図るため、総合体育館の管理を平成21年度から指定管理
者に行わせるため、関係規定を整備するものである。

改正内容については、資料の新旧対照表によりご説明をさせてい
ただく。

第3条の第2項は、管理者の変更で、教育委員会にかわり指定管
理者により管理する旨、規定したものである。

第3条の2は、指定管理者が行う業務の範囲を新たに規定するも
のである。

第4条から第8条までは用語の整備になる。

第9条は、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくするた
め、地方自治法で定める利用料金制度を導入するもので、現行の使
用料の範囲内であらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が
利用料金の額を定め、指定管理者の収入とすることを定めている。

第10条から第15条までは用語の整備になる。

4ページ、付則について、指定管理者不在期間の取り扱いについ
て、新たに第2項から第4項を追加した。第2項は、指定管理者不

在期間は教育委員会が管理することができる規定を設けている。第3項は、指定管理者不在期間開始時の直前の利用料金は使用料として市の収入とするものである。第4項は、前項の使用料の返還、減額、免除の規定になる。別表1については、使用料を利用料金に変更する用語整備を行った。

6ページになる。施行期日は平成21年4月1日となる。

第2項から第4項は経過措置を規定している。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

以上である。

亙理委員長
職務代理者

ありがとう。

事務局の説明が終わった。何か質問、ご意見はあるか。

向井教育長

質問というよりは、今回の指定管理者移行によって、市民がこういうサービスが受けられるようになるとか、要するに、指定管理者にすることによってのメリットみたいなものをもう一度整理して話していただけるとありがたい。

林スポーツ
振興課長

指定管理者導入による新たなサービスについては、開館日の増、開館時間の延長、それから、ただいまでも行っているが、各種スポーツ教室等であるが、現状、直営では基礎、基本的なプログラムに限られる場合が多いが、指定管理者導入により、それぞれのレベルに応じた幅広い形でやっていただけるのではないかと考えている。その他、用具等の貸し出しサービス等も直営であれば限界があるが、指定管理者導入になれば柔軟にやっていただけると考えている。

以上である。

亙理委員長
職務代理者

いかがか。

菊地委員

建物としては小金井市の財産ということになるわけか、そのものは、修理とかの範囲とかはどのくらい。ある意味で老朽化しているところもあると思うので、やはりそれは教育委員会として見ることになるわけか。

林スポーツ
振興課長 修繕、工事等についてであるが、修繕については、現状の予定では50万円を境に、それより下のものは指定管理者でやっていただく。それ以上のものは市の予算で対応する。それから、施設自体は市の施設になるので、工事等の関係については市の予算で対応する形になる。

向井教育長 指定管理者に渡す前に、大きな故障箇所等については、極力市の責任で直して渡したいという考えは持っている。

亙理委員長
職務代理者 そうすると、21年4月からということであるが、大体考えている予定としては、やはり4月から指定管理者に移行ということか。まだまだ……。

林スポーツ
振興課長 21年4月1日から指定管理者に移行するという計画で進んでいる。

亙理委員長
職務代理者 ありがとう。
それでは、お諮りする。
小金井市体育館条例の一部を改正する条例は、原案どおり市長に申し出ることにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

亙理委員長
職務代理者 異議なしと認める。本案は原案どおり市長に申し出ることによって決定した。
日程第4、議案第21号、小金井市栗山公園健康運動センター条例の一部を改正する条例を議題とする。

向井教育長 提案理由についてご説明する。
小金井市栗山公園健康運動センターの管理を指定管理者に行わせることに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。
細部については担当部長から説明する。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願いを申し上げます。

渡辺
生涯学習部長

小金井市栗山公園健康運動センター条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

改正の概要は、小金井市栗山公園健康運動センターの利用者サービスの向上及び効率化を図るため、栗山公園健康運動センターの管理を平成21年度から指定管理者に行わせるため、関係規定を整備するものである。

改正内容については、資料の新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

第2条の2は、改正前、第17条で定めていた、「センターは、教育委員会が管理する。」を削除し、新たに第2条の2として加えるものである。第2条の2は、管理者の変更で、教育委員会にかわり指定管理者により管理する旨を規定するものである。

第2条の3は、指定管理者が行う業務の範囲を新たに規定するものである。

第3条から第7条までは用語の整備である。

第8条は、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくするため、地方自治法で定める利用料金制を導入するもので、現行の使用料の範囲内であらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が利用料金の額を定め、指定管理者の収入とするものである。

第9条から第11条までと、第13条、第14条は用語の整備になる。

第17条を削除し、第2条の2を追加し、第18条を第17条に繰り上げた。

4ページになる。付則については、指定管理者不在期間の取り扱いについて、新たに第2項から第4項を追加した。第2項は、指定管理者不在期間は教育委員会が管理することができる規定を設けている。第3項は、指定管理者不在期間開始時の直前の利用料金は使用料として市の収入とする規定である。第4項は、前項の使用料の返還、減額、免除の規定になる。別表第1については、使用料を利用料金に変更する用語整備を行った。

6ページになる。施行期日は平成21年4月1日となる。

第2項から第4項は経過措置を規定した。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

亙理委員長
職務代理者

事務局の説明が終わった。何か質問、ご意見はあるか。

菊地委員

指定管理者というのは、体育館とこちらとは別になる可能性もあるか。

林スポーツ
振興課長

2施設一括の管理ということで予定をしている。

亙理委員長
職務代理者

それでは、お諮りする。

小金井市栗山公園健康運動センター条例の一部を改正する条例は、原案どおり市長に申し出ることにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

亙理委員長
職務代理者

異議なしと認める。本案は原案どおり市長に申し出ることにより決定した。

次に、日程第5、報告事項に移る。

順次、担当から説明願う。

小林
学校教育部長

私から、報告事項1、平成20年第3回小金井市議会定例会について報告する。

第3回定例会は、8月25日に告示され、9月1日に開会されることのみ決定されている。今定例会は、平成19年度決算に係る審議のため、決算特別委員会が4日間入る予定であるので、終了は10月上旬くらいまでかかると見込まれる。詳しい日程は、あす8月27日の議会運営委員会で日程案を決定し、9月1日、市議会初日の本会議で確定となる。

案件の内容であるが、市長提出案件として、平成19年度決算の認定6件、報告1件、平成19年度補正予算4件、人事案件1件、条例の制定1件、条例等の一部改正4件、市道路線の認定、変更、廃止で計4件、2,000万円以上の財産の取得1件の計22件で、先ほど申し上げた2,000万円以上の財産の取得は、消防ポンプ自動車3台の取得である。合計22件で、このほかに工事請負金額

1,000万円以上の契約締結9件を一表にしたものの報告がある。

このうち教育委員会関係の主な案件は、先ほどご審議いただいた小金井市体育館条例、小金井市栗山公園健康運動センター条例の一部改正2件であるが、このほか一般会計補正予算（第4回）に、庶務課、指導室、図書館、スポーツ振興課関係で合計930万6,000円の補正を計上しているところである。

補正予算の内容は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われ、新たに教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等が規定され、実施が義務づけられたことに伴い、教育委員会の点検、評価を行うに当たり、学識経験者の知見の活用を図るための3人分、6万円の委員謝礼の補正。次に、教育施設整備基金の取り崩し額が減額変更になったことに伴う基金利子差額分2,000円の補正。次に、東京都委託事業の理科支援員等配置事業に係る事業費において、増額が可能になったことによる62万円の補正。次に、同じく東京都委託事業のスポーツ教育推進校等事業において、3校が指定を受け、その事業費用を受けることとなったことに伴う150万円の補正。次に、修繕料等で、図書館の修繕料74万9,000円、総合体育館の修繕料301万8,000円、備品購入費に51万円、栗山健康運動センターの修繕料に284万7,000円となっており、合計が先ほどの金額になるものである。

以上で市議会の報告を終わる。

亘理委員長
職務代理者

ありがとう。
次の報告をお願いします。

淀川庶務課長

教育委員会の点検及び評価についてご報告させていただく。

先ほど学校教育部長よりも話があったが、平成20年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われ、新たに教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等が規定された。内容は、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないこと。また、点検、評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするものとなっている。東京都において点検及び評価の方法等について一定の方向性

が示されたため、東京都に準じた形で小金井市教育委員会においても進めることとし、点検及び評価に関する実施要綱を作成し、教育に関し、学識経験を有する者3名の知見の活用を図ることとし、それに基づき点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告する準備を進めている。

しかし、点検、評価に関し、教育に関し、学識経験を有する者3名を委嘱するための予算を当初予算で措置していなかったため、9月補正にて予算措置をする予定となっている。

評価方法については、26市の教育委員会の判断で適切に対応することとされているため、本年度はどの市も試行的な意味合いが強く、本市においても同様の考えから、要綱は制定するものの、制度が定着した時点で要綱等の見直しを図っていく必要があると考えている。

他市の状況であるが、8月教育長会の時点では、12月議会で報告予定は4市、他の市は3月議会での報告を予定しているとのことである。

今後、進め方や要綱等がもう少し具体化して来たら、ご相談の上、詰めていきたいと考えているのでよろしく願います。

報告は以上である。

互理委員長
職務代理者

ありがとう。

とりあえず報告事項3まで報告していただく。願います。

加納
統括指導主事

小学校第6学年の林間学校についてご報告する。

今年度の林間学校は、市内小学校第6学年児童を対象に、7月21日から8月23日までの期間に3泊4日の日程で実施した。各学校とも小金井市立清里山荘に宿泊し、児童の実態に応じて、牧場での学習、登山、ハイキングなど、豊かな自然の中でさまざまな体験活動を行った。今年度は現地滞在中に1日バスを借り上げ、宿舎と学習場所との移動に利用した。そのことにより、移動時間が短縮され、活動を充実させることができた。また、天候にも恵まれ、各学校とも計画どおり実施することができた。日々の子どもの成長を実感することができたという校長からの報告もあった。

なお、各校の実行委員の教員が集まって行う反省会はこれから開催する。その場において、課題を明確にして解決方法について検討

してまいりたいと考えている。

報告は以上である。

亘理委員長
職務代理者

ありがとう。

今、報告事項1、報告事項2、3点の報告事項があったが、何か、この3点でご意見はあるか。

向井教育長

教育委員会の点検、評価だが、あまりまだ具体的なものがここでお示しできなかった理由は、大体庶務課長の話でおわかりとは思いますが、まだ各市とも手探りの状態であり、決まったというか、方向性が出たのが、1つは、昨年の内容を評価するという点。実は評価する内容も、今年やったことを評価するのか、昨年やったことを評価するのか、それすらも定まっていなかったが、そこは東京都に倣ってそうしよう。それから、もともと教育委員会そのものが第三者機関のような性格を持っているので、この上にまたもう一つ第三者機関をやって評価してもらうのではなくて、やはり自己評価をしていくべきだろうということで、教育委員会の自己評価を中心にやっていく。ただし、その折に学識経験のある方に協力いただいて、いろいろとアドバイス、ご意見をいただきながら進めていく、こんなところが決まったぐらいであって、項目等はこれからまた決めていくということでご容赦願いたいと思う。

亘理委員長
職務代理者

ありがとう。

ほかに何かあるか。

伊藤委員

6年生の林間学校について、先日、20日、21日と、ちょうど予定が合ったので、東小学校と四小の林間に、亘理委員と、21日は菊地委員も参加させていただき、子どもたちの様子を見てまいった。大変天候にも恵まれ、私どもも清里のよさを満喫してまいったわけであるが、幾つか感想を報告させていただく。

まず、宿舎の方たちが第一に申されたことは、大変子どもたちが、5年生と違って、6年になったということで、子どもの成長に驚いておいでであった。まず、あいさつがいいこと。いろいろなことで子どもの成長を身近に感じ、教育のすばらしさというようなことをおっしゃっていた。そのことに大変こちらもうれしく思い、感動も

した。

施設も大変美しく、私どもが先々年見せていただいたときよりも、使って、さらに美しく清潔になったなという印象を受けさせていだき、どちらかという、ああいう施設は、入ったときにかび臭いようなにおいがするのが通例だが、そんなことは一切なく、明るく、新しく他区からおいでになった先生方も施設のよさに大変感動しておいでであった。

子どもたち、それから施設、それらを含めて、今まで清里山荘を使ってきたことに大変学校側もなれておいでになるのか、前校との引き継ぎ、そういったものも大変スムーズで、荷物の間違いのない、しかもバスの積みおろしなども非常にスムーズで整然としているものを感じさせていただいた。すばらしい林間学校が行われているなど。子どもたちにとってよい経験であるということを感じた。

活動も、たまたまそこでは、山登りではなく、そこにある施設を使った体験学習が主であったが、子どもたちは喜々としていろいろなものを体験できているということ、いい施設だなと感じた。

ただ、先ほど教育長のお話にも、指定管理者になり、メリット、それから、スポーツ振興課長のお話にも柔軟性であったが、そうなったことでより細かな対応が今後求められていくのかなということを感じさせていただいた。

大変細かいことだが、先生方の予定表を見せていただくと、先生方の作業に水筒係というのがあった。子どもたちが活動をするときに水筒を持って、水を入れて活動するが、それに先生がお湯や水を注ぐ係ということで、朝、入れるが、その間はかなり子どもたちとも離れるし、できたなら、メリットということ踏まえると、そういうことは宿舎でやっていただけたらさらにいいのではないかなということを感じた。

そういったことで、今後、会議が開かれるということであるので、そのあたりで先生方の思いを十分に酌んでいただけたらうれしいなと思った。

大変よい経験をさせていただいた。

以上である。

互理委員長
職務代理者

ありがとう。

3泊4日となり、日程にも各学校の工夫が生かされていて、子ど

もたちもとても伸びやかだなと私は感じた。

菊地先生はいかがだったか。

菊地委員 結構楽しそうにやっているのと、従業員というか、あそこの管理者の方も結構目を届けて、子どもたちの動向を見ているようであるので、安心して任せられていいのかなと思った。

また、日曜日に行ったが、ほかの団体が宿泊していたが。結構充実しているようで、運営もやっていけそうかなと思って安心していった。

亘理委員長
職務代理者 そのほかでよろしいか。

加納 今のご意見、ありがとう。今後、委員会があるので、担当の校長、統括指導主事 それから教員に、今のお話を伝えさせていただきたいと思う。その上、またご提案のあったところについても検討を重ねて、さらにより林間学校の実施に努めてまいりたいと思う。

亘理委員長
職務代理者 その他、あるか。

中嶋公民館長 3件ある。
まず、小金井市公民館基本方針についてである。
平成19年7月27日に、前期の公民館運営審議会から公民館長に、「小金井市公民館の基本方針づくりの討議のために」の提言があり、提言には、附帯意見として公民館運営審議会委員、企画実行委員、職員三者での基本方針づくりへの取り組みとなっていたので、現29期の公民館運営審議会にて三者説明会を持ち、提言を簡潔にまとめることなどの意見が出され、この間、公民館運営審議会で作成に努め、三者の意見を踏まえて7月25日の第10回公民館運営審議会にて小金井市公民館基本方針を決定した。前文、1 運営、2 事業、3 評価、4 広報から成り立っている。なお、決定し、清打ちした基本方針は、各館の企画実行委員へ配付をした後、次回の教育委員会に提出する。

次に、平成20年8月号『月刊公民館』についてである。昨年、

文部科学省から優良公民館表彰を受賞したことに伴い、全国機関紙の『月刊公民館』から、地域に開かれた公民館としての掲載依頼があったので、ご配付したように掲載をしたことをご報告する。

3件目であるが、フジテレビからの取材及び放映についてである。取材は7月30日の水曜日、午後2時から4時、フジテレビ「情報プレゼンター」のスタッフ4人が、小金井市公民館本館の高齢者学級、シルバー大学、現在、6月から10月にかけて全15回のうちの第8回目、「原油高騰のいま」と題して、東洋大学大学院教授の講義風景と職員に取材があった。放映については、8月1日金曜日、午前8時から9時55分の、フジテレビ「情報プレゼンター」の中の、9時10分から9時26分にかけて「特捜エクスプレス」で、教育委員会の知られざる仕事の現場を取材ということで、教育委員会の組織の説明、そして、千葉市教育委員会の各課の仕事の内容と、臨時教育委員会の教科書採択風景。埼玉県行田市の遺跡の発掘。次に、小金井市の福社会館全景が映り、シルバー大学の講座がシルバーで満席になっている風景と、取材では、職員がだれにでも学びの場を提供するのが大事な仕事と話していた。特に、取材に当たっては、「公民館は教育委員会なのですか」と聞かれた。学校以外でもさまざまな教育の場を担っているのが教育委員会であることをご理解されたと思う。

以上、雑駁ではあるが、ご報告をする。

亘理委員長
職務代理者

ありがとう。
ほかに。

加納
統括指導主事

夏期休業期間中の市内中学生の活躍について報告させていただく。小金井第一中学校女子剣道部が、第33回関東中学校剣道大会において団体戦ベスト8になり、敢闘賞を受賞した。大会は、8月7日、8日の両日、茨城県ひたちなか市で開催された。小金井一中の女子生徒7名は、私立中学校も含めた強豪校相手に苦しみながらも、日ごろの練習成果を発揮し、勝ち進んだ。

次に、新体操である。南中学校2年生、三浦リナさんが、8月6日から8日にかけて、茨城県石岡市で開催された第39回関東中学校新体操大会に出場し、4位に入賞し、全国大会出場を決めた。全国大会は、8月22日から24日まで富山県射水市で開催された。

フープとボールの演技を行い、全国で19位になるという活躍をした。

報告は以上である。

渡辺 (仮称) 貫井北町地域センター用地についてご報告する。

生涯学習部長 緑町消防出張所が築41年を経過し、東京都において、平成20年度調査費、設計費の予算が認められた。仮庁舎を平成21年度から24年の8月まで、公民館が所管している貫井北町地域センター用地南西角地、北一会館の西側空き地を仮庁舎用地に充てることとなった。

仮庁舎用地は、市内に他の候補地がなく、貫井北町地域センター用地としたものである。(仮称) 貫井北町地域センターの建設については、小金井市第3次基本構想により建設を推進すると方向性が示され、財政フレームに平成22年度に基本設計を予定しているところである。しかしながら、平成19年第4回市議会定例会において、市長から、具体的には第4次基本構想、計画年は平成23年から32年度の計画になる。第4次基本構想の中で実現していくんだらうと思っていると答弁があった。仮に現時点で建設する場合であっても、(仮称) 貫井北町地域センターの建設スケジュールは、最短で平成25年度建設着工の予定であるので、緑町消防出張所仮庁舎用地として、平成24年8月まで使用しても影響はない。

今後については、東京都消防庁に用地の貸し付けをするに当たっては、教育委員会の行政財産を市長部局の管財課に所管替えをして、普通財産貸し付けの手続を措置する必要があるが、関係機関との調整が整い次第、教育委員会にお諮りすることとなる。

本日は、口頭であるが、経過報告とさせていただきます。

互理委員長 ありがとう。

職務代理人

田中図書館長 お手元に黄色の、「あつまれ！わくわくおはなしワールド」のパンフレットはあるか。

小金井市は、10月に市制施行50周年記念を迎えるわけであるが、この中で、市民が企画するイベントとして、冠事業として記念イベントがある。そのうちのひとつとして、市民が立ち上げて図書館

が協力するという事業として、「あつまれ！わくわくおはなしワールド」というのがある。これは、9月1日から10月31日まで、実施されるものである。内容については、おめくりいただくと、たくさんイベントがある。9月7日からスタートして10月25日まで、さまざまな箇所で開催する。これをもって子どもたちに読書の環境を整えていきたいと考えている。

以上である。

亙理委員長
職務代理者

ありがとう。

ほかにあるか。

では、今までのことで何かご意見はあるか。

菊地委員

皆さんも、そろそろ知っていると思うが、エピペンという、アレルギー、あれは使えるようになったというが、実際に対応としては、学校のほうは何かあるか。

前島学務課長

現在、夏に調べたというか、正式ではないが、持ってきている小学校の方が合計3人ぐらいいたということだが、いずれも学校に持っていくという程度のもので、実際に症状が起きたときに打ってほしいという依頼は現在のところ伺っていない。

アレルギーのガイドラインでも、文科省では、医師法は改正されていないが、何か緊急事態のときは打っても構わないという見解も出ている。東京都にも確認したところ、やはり東京都もそれなりに問い合わせが多く、どうしようかというところで、今、東京都の医師会と調整していると聞いているので、また、東京都の動き等も含めて、実際に何かあったときにどう対処していくかということは、今後検討していきたいと思っている。

以上である。

亙理委員長
職務代理者

ありがとう。

菊地委員、お願いします。

菊地委員

結局、これはAEDと同じで、どこでもあり得る状態なわけで、本来は、林間学校もそうであるが、ハチとか、アレルギー、この前も、牛乳をつくって、牛乳のついた手で顔をこすっただけでアレルギー

ギーを起こした子もいて、アレルギーの子が飲まなくても、そういうこともあるし、あと、ハチに刺されたとか、本当は先生たちに持っていてもらいたいという状況である。ただ、今、医師法、確かにまだ認められていないということもあると思うが、それを教育委員会から厚生労働省に働きかけていただければと思う。やっぱりそういう方向性でいきたいと思う。

これが本物である。これが子ども用、緑であるが、中に黄色のが入っている。あと、大人用はこの倍の量がある。注射するのは、これ、ぷしゅっとやるだけである、こここのところに。黄色いのがこの中に入っていて、説明があるが、医療機関でも扱うところは、保険がきかないので自費になると思うが。

今度、医師会が学校で講習会、やるか。

前島学務課長 はい。

菊地委員 これは同じ業者が説明に行くということであるが、そういうことで、養護の先生たちには知っておいてもらいたいと思うが、できればそれを、どこか会議で。実際にそんなに怖い注射ではないが、医者の方で言うと。だから、先生方も怖がらないでやれるような法的措置をしていただければいいなと思っている。

向井教育長 医師法の改正等、厚生労働省の担当だと思うが、どんなルートで働きかけていけばいいのか、私にもわかにはわからないが、教育長会等、組織の中で、一定、ご意見等を伺いながら進めていけたらなと思っている。よろしく願います。

亘理委員長 ありがとう。
職務代理者 よろしいか。

伊藤委員 8月22日に交通安全推進協議会というのがあって、教育委員会からということで参加させていただいた。

今年度、子どものけがが42名という報告があり、五百何人の中でというようなお話があった。中でも自転車のけがが全体の47%を占めるということで、自転車の保険の加入のお勧めが警察署からあった。また、自転車の事故の多いのは、都では、武蔵野、三鷹に

次いで小金井が第4位というなお話があり、自転車の事故というのが子どもにとって大変危険なことなんだなということを痛感させていただいた。

また、今度3期目になるが、広報活動として、交通安全のときに広報車に乗って、「市民の皆様」というように呼びかけをするわけであるが、昨年から提案させていただき、中学校の校長先生のご協力を得て、中学生の声で放送させていただいている。昨年、一中、二中とし、今年度の秋は東中がやる。その言葉も、できたら子どもたちに考えさせていただくということで、子どもたちなりに考えている。中学校のほうで工夫いただいて、小金井市中学校交通安全推進委員会みたいな名前で文案を考えて放送してくれている。一生懸命放送部の子どもたちがやってくれてうれしく思っているが、残念なことに、なかなか市民の方に聞いていただけていないなというのを、車の中に乗っていて感じている。通り過ぎる声でもあり、たくさんいろいろな声の中から印象にそれほど残らないのが、子どもたちの苦勞に報いられないなと心苦しく思っていた。できたら、小金井交通安全の歌なんていうのがあったらいいなとすごく思いながら乗っている。

教育委員会が交通安全にかかわってやることに、安全教育の推進ということもうたわれているので、何らかの形で楽しい歌ができたらいいなと願っている。

以上である。

亘理委員長
職務代理者

ありがとう。

向井教育長

参考にさせていただきたい。

伊藤委員

ただただ、私の願いである。例えば、今、「お魚の歌」というのはやっている。あれがはやってから、幼稚園なんかでも、お魚を食べられる子どもが増えたというようなことも聞いたりしていると、やはり子どもたちになじんだ、子どもたちの言葉で出てくるような歌が小金井から発信できたらすばらしいなというのは、これは車に乗っていて、なかなかこちらを向いてくれる方の少ない、そういう残念さへの思いである。

以上である。

亙理委員長
職務代理者

ありがとう。

その他、あるか。

それでは、今後の日程についてをお願いします。

内田庶務
課長補佐

それでは、教育委員会の今後の日程についてご報告する。

8月28日木曜日、午後2時から、東京都市町村教育委員会連合会第2回理事会が東京自治会館で開催予定である。こちらについては委員長、亙理委員のご出席をお願いします。同じく8月28日木曜日、午後3時より、東京都市町村教育委員会連合会第1回理事研修会が同じく東京自治会館で開催予定である。こちらについては委員長のご出席をお願いします。続いて、10月14日火曜日、午後1時30分から、第10回教育委員会が801会議室で開会予定である。こちらについては全委員のご出席をお願いします。続いて、10月17日金曜日、午前8時30分より、東京都市町村教育委員会連合会管外研修が品川区立日野学園で開催予定である。こちらについては全委員のご出席をお願いします。

教育委員会の今後の日程については以上である。

亙理委員長
職務代理者

ありがとう。

報告事項が終わった。

本日の審議はすべて終了した。

これをもって、平成20年第9回教育委員会定例会を閉会する。
ありがとう。

閉会 午後2時18分